

運転評価の流れ

患者様本人から運転再開の希望。

当院医師が担当療法士からの評価を踏まえ、
医学的見地から判断します

医師、担当療法士、患者様の3者合同の場合にて
京都府公安委員会（運転免許試験課）臨時運転適性検査係へ連絡
運転免許継続に関して検査や診断書が必要かなどを確認・相談
必要に応じて京都府公安委員会の診断書を取り寄せ、
診断書提出や臨時運転適性検査の日程を調整

検査・診断書が必要

検査・診断書が不要

主治医が診断書を作成

主治医診断書を持参し、
京都府公安委員会（運転免許試験場）
臨時運転適性検査係へ

臨時運転適性検査係で運転適性検査を受ける

自己申告の義務
(虚偽の申告をしないようにして下さい)

京都府公安委員会が臨時運転適性検査や診断書の内容等を勘案、
事実確認に基づいて運転免許の継続などについて判断されます

自動車教習所での評価・教習

担当療法士がリハ室での評価内容を
事前に自動車教習所に伝達
当日随行、同乗します

自動車教習所からの結果を踏まえ、主治医が患者様・家族様への説明